

第2回洋野町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 平成30年8月29日 (水) 午後3時00分～3時50分

2 開催場所 洋野町役場大野庁舎 大会議室

3 出席委員 (14人)

1番 間澤 智子	2番 太内田 栄二	3番 源田 竹志
4番 林郷 ケイ子	5番 長根山 裕也	6番 坂本 幸治
7番 舘野 栄子	8番 川崎 和志	9番 大粒来 清美男
10番 軒 保	12番 下田 博美	13番 馬場 賢一
14番 塩倉 健一	15番 高城 健一	

4 欠席委員 (1人)

11番 北村 卓也

5 総会に出席した農地利用最適化推進委員 (14人)

上小路 鉄也	浜道 智	高谷 直樹	安藤 健吉
明戸 巖	坂澤 勉	山道 慶蔵	金澤 百年
遠藤 春男	川原 由次郎	林郷 永吉	下権谷 由雄
下谷地 信子	塩倉 康美		

6 日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第6 議案第4号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について

第7 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 佐々木 安武

係長 猪石 秀美

主任 佐々木 えり子

主任 滝谷 光成

主事 中里 利則

8 会議の概要

○議長 ただ今から、第2回洋野町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は、当席を含め14人であります。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただちに会議を開きます。

.....

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1 議事録署名委員の指名について、を行います。

議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、3番 源田委員、4番 林郷委員を指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、兩人を指名します。

.....

◎会期の決定

○議長 日程第2 会期の決定を行います。

会期は1日限りとすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りといたします。

.....

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長 それでは、ただちに議案審議に入ります。

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番から番号2番までを一括上程いたします。詳細について事務局から説明いたさせます。

○事務局 議長。

○議長 局長。

○事務局 議案書 1ページを お開き願います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に係る番号1番から番号2番について、ご説明いたします。

申請人から提出のありました 農地法 第3条の規定による 許可申請について、本委員会の議決を求めるものであります。

番号1番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示 洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇 〇番〇、地目 畑、面積 6,285 m²、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇番〇、地目 畑、面積 3,708 m²、合計2筆、9,993 m²であります。

権利区分は売買、譲受人の住所は、洋野町〇〇第〇地割〇番地、氏名は、〇〇 〇〇 氏、経営面積は自作地 田 2,386 m²、畑 42,248 m²、計 44,634 m²、借入地 田 7,257 m²、畑 38,851 m²、計 46,108 m²で、農業従事者は、1人であります。

譲渡人の住所は、洋野町〇〇第〇地割〇番地〇、氏名は、〇〇 〇〇 氏、経営面積は、自作地 畑 19,004 m²となっております。

申請事由は、酪農経営拡大のため、買受け、牧草地として利用するものであります。

当該土地への現地調査は、平成30年8月21日に 〇〇委員、〇〇推進委員により行っております。

お手元の 総会提出資料 1ページから4ページをご覧ください。

1ページは 位置図と現況写真であります。写真①は 申請地の北東側から、写真②は北側から写したものであります。

2ページは 公図、3・4ページは 許可申請に係る調査書であり、6の農地法第3条第2項該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可については 問題がないと思われるものであります。

番号2番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示 洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇番〇、地目 畑、面積 129 m² であります。

権利区分は贈与、譲受人の住所は、久慈市〇〇第〇地割〇番地〇、氏名は、〇〇 〇〇 氏、経営面積は自作地 畑 2,944 m²で、農業従事者は、4人であります。

譲渡人の住所は、洋野町〇〇第〇地割〇番地〇、氏名は、〇〇 〇〇 氏、経営面積は、自作地 田 8,836 m²、畑 20,234 m²、計 29,070 m²となっております。

申請事由は、耕地拡大のため受贈し、耕作しようとするものであります。

当該土地への現地調査は、平成30年8月21日に 〇〇委員、〇〇推進委員により行っております。

お手元の 総会提出資料 5ページから8ページをご覧ください。

5ページは 位置図と現況写真であります。写真は 申請地の南西側から写したものであります。

6ページは 公図、7・8ページは 許可申請に係る調査書であり、6の農地法第3条第2項該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可については 問題がないと思われるものであります。

以上、説明といたします。 よろしくお願ひいたします。

○議長 ただいま、事務局の説明が終わりました。

現地において調査いたしました推進委員から、現地調査を行った結果について報告願ひます。

〇〇推進委員、願ひします。2箇所を、説明を、現地の説明を願ひします。

〇〇〇推進委員 〇〇農業委員とともに、8月21日、番号1番、番号2番の申請地の現地調査を行った結果について報告します。

はじめに、番号1番ですが、この申請地は、〇〇氏が高齢により耕作できず、耕作放棄地となっていた農地を、酪農を経営する〇〇氏が、譲り受けようとするものです。

現地は、今回申請のあった2筆のほか、非農地部分の6,060 m²を含め、牧草地として利用することですので、今回の申請については、許可しても問題ないと思います。

次に、番号2番ですが、この申請地は、〇〇氏の自作地が道路と接していないため、隣接する農地を譲り受けようとするものです。

現在、耕作は〇〇氏の両親が行っていますが、ゆくゆくは、自分が受け継いで耕作することを考えているようなので、今回の申請については許可しても問題ないと思います。以上です。

○議長 これより質疑を行います。まず、あの、これから、3条、4条、5条、これは案件がある限り毎月出てくる事案でございます。3条につきましては、簡単に言いますと、農地として、そのまま権利の移動を行うのが3条でありまして、更には、まあ、知っている方もあると思うんですが、農業委員会の許可ということでございます。3条、農地法3条。農地として、そのまま権利の移動を行うものが、農地法の3条でございます。

○議長 これより質疑を行います。ご意見、ご質問ございませんか。

まず、1点は、②の贈与、これにつきましては、贈与を受ける方とあげる方の方、この状況はどういう方。さっき、道路がないから、とは言ったんですが。事務局。

○事務局 3条の2番についてですけれども、〇〇さんから〇〇さんに贈与するわけですが、こちらの関係は、特に親戚ということではなくて、分筆費用であるとか、登記費用を〇〇さんの方で持たれるのであれば、無料で、贈与しますということで、移転をするものでございます。以上です。

○議長 あと、他にお聞きしたいことはありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、「議案第1号」を採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番から番号2番は、申請どおり許可することが適当であるということにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、議案第1号は、申請どおり許可することに決定いたしました。

.....

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長 次に、日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番から番号2番を一括上程いたします。詳細について、事務局から説明願います。

○事務局 議長。

○議長 局長。

○事務局 議案書 2ページをお開き願います。

議案第2号 農地法 第5条の規定による許可申請について、番号1番から番号2番についてご説明いたします。

申請人から提出のありました 農地法第5条の規定による転用許可申請を県知事に進達するにあたって、係る意見をお願いするものであります。

番号1番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示 洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇番〇、地目 畑、面積 208㎡を、洋野町〇〇第〇地割〇番〇、〇〇 〇〇氏が、洋野町〇〇第〇地割〇番地〇、〇〇 〇〇氏から、売買による農業者用の駐車場及び農作業道路のための農業用施設用地として転用しようとするものであります。

当該土地への現地調査は平成30年8月21日に、〇〇委員、〇〇推進委員により行っております。お手元の 総会提出資料 9ページから14ページをご覧ください。

9 ページは位置図と現況写真で、写真は申請地の東側から写したものであります。

10 ページは公図、11 ページは申請地の地番・地目及び隣接地の状況を表示する図面並びに配置図、12 ページは転用事業計画書であります。

当該土地は、〇〇から北東に約2kmの位置にあり、北側を〇、西側を〇及び〇、東側、南側を〇に囲まれた農地で、転用しても隣接地への影響はないものと思われることから位置的な問題はないものと考えます。

13 ページ、14 ページをご覧ください。

調査の結果、県知事に進達する際、添付する意見書になります。

許可要件の状況についてであります。農地の種類は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地に分類されますが、転用目的が農業用施設用地であることから不許可の例外に該当することを確認しており、農地種類と転用目的は問題ないと考えられます。

また、申請地の選定については、譲受人の耕作地へ県道から直接出入りする農作業用道路等のための転用であり、当該地以外に当該耕作地への出入りが容易に出来る土地はないことから、代替性がないことを確認しております。

そのほか、4の(3)以降、農地転用許可基準に照らし、転用は適当であると見込まれるものであります。

なお、譲受人及び譲渡人は、現在、譲受人が耕作している農地を、平成15年に取得した際に、当該農地が道路に面していないことから、今回の申請地も農地法第3条の許可を受ける予定でしたが、相続登記未了であったため、相続登記終了後、所有権移転することを約束し、両者合意のうえで、農作業用道路に利用してきたもので、農地法に抵触するとは考えていなかったものであります。今回、所有権移転するに当たり、農地法第3条の許可には該当せず、農地法第5条の許可が必要であったことを知ったもので、手続きを行わずに無断転用してしまったことに対する反省の始末書が提出されております。

番号2番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示 洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇番〇、地目 田、面積 1,939 m²、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇番〇、地目 田、面積 1,942 m²、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇番、地目 田、面積 362 m²、合計 3筆、4,243 m²を、〇〇県〇〇市〇〇 〇番〇号 〇〇 〇〇氏が、洋野町〇〇第〇地割〇番地〇 〇〇 〇〇氏から、賃貸借によるその他施設用地として、工所用資材置場に一時転用しようとするものであります。

当該土地への現地調査は平成30年8月21日に、〇〇委員、〇〇推進委員により行っております。

お手元の 総会提出資料 15 ページから 20 ページをご覧ください。

15 ページは 位置図と現況写真で、写真①は申請地の南東側から、写真②は申請地の南西側から写したものであります。

16 ページは公図、17 ページは申請地の地番・地目及び隣接地の状況を表示する図面並びに配置図、18 ページは転用事業計画書であります。

当該土地は、〇〇から東に約1.5kmの位置にあり、写真①の申請地は、北側を〇、東側を〇、南側を〇、西側を〇に囲まれており、写真②の申請地は、北側を〇、東側を〇、南側を〇、西側を〇に囲まれた農地で、転用しても隣接地への影響はなく位置的な問題はないものと考えます。

19～20 ページをご覧ください。

調査の結果、県知事に進達するにあたり添付する意見書になります。

許可要件の状況についてであります。農地の種類は、農用地区域内の農地で、転用目的が工事用資材置場のためのその他施設用地としての一時転用であることから農地種類と転用目的は問題ないと考えられます。

また、申請地の選定につきましては、洋野町及び久慈市内等での工事受託のため、交通の利便が良く大型車両の出入りが可能な平坦な土地で、必要面積を確保できる土地は、当該地以外に適地がなく、代替性がないことを確認しております。

そのほか、4の(3)以降、農地転用許可基準に照らし、転用は適当であると見込まれるものであります。

なお、借人、貸人は、農地法の規定を知らず、本年2月から資材置場として利用してきたものですが、手続きを行わずに無断転用してしまったことに対して反省の始末書が提出されております。

以上、説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

現地において調査いたしました推進委員から、現地調査を行った結果について報告願ひます。

番号1番について、○○推進委員、願ひします。

○○○推進委員 ○○農業委員とともに、8月21日、現地調査を行った結果について報告します。この申請地は、事務局からも説明があったとおり、平成15年頃、○○氏が現在の耕作地を買い求める際に一緒に買い受けようとしたが、相続登記が終わっていないため、できないままとなっていたようです。このたび、相続登記が完了したことに伴う申請とのことで、耕作地に県道から出入りするためには、この道路がなければ効率が悪く大変不便ですので、今回の申請については許可しても問題ないと思います。終わります。

○議長 はい、ありがとうございます。番号2番について、○○推進委員、願ひします。

○○○推進委員 ○○農業委員とともに、8月21日、この申請地の現地調査を行った結果について報告します。この申請地は、建設業を営む○○○○が、近隣の工事現場の資材置場として、申請地以外に用地を確保できず、やむなく転用した一時転用で、3年後には農地として復元する計画だということです。この申請地は、○道○○号線の沿線であり利便性が良いのですが、場所的にも大変目立つ場所なので、できるだけ早く違反状態を解消させなければならないと思いますので、今回の一時転用申請についての許可は、やむを得ないものと思います。以上です。

○議長 この②番については、18ページですが、盛土をするときに、隣接する水路に盛土が入らないように法面の保護を行うものとするという条件もついているようですので、許可証を渡す際には、是非ともその辺を伝えていただきたいと思います。

○議長(会長) あと、ご意見、ご質問、ございませんでしょうか。今、気付いた点は、農地法を熟知してなかったということで、始末書がついているという報告もありました。色々なケースがありまして、覚えていても、やってしまうこともありまして、その辺も、農業委員さん、推進委員さんには、事前に未然防止をお願いしたいと思います。そうでなければ、何でもやり終わってから、始末書をつければ良いんだというのが横行しては、農業委員会の権威がなくなりますので、そういうのを未然に防ぐというのもお願いしたいと思います。

○議長 あと、ありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、「議案第2号」を採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番から番号2番は、申請どおり許可することが適当であるということにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、議案第2号は、申請どおり許可することが適当であるという意見書を付して県知事に進達することに決定いたしました。

.....

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長 次に、日程第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について利用権設定、番号1番を上程いたします。詳細については、事務局より説明いたさせます。

○事務局 議長。

○議長 局長。

○事務局 議案書3ページをお開き願います。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の決定について本委員会の審査決定を、洋野町長より求められたもので、利用権設定1件の審議をお願いするものであります。

なお、町長からの通知書の写しは、総会提出資料21ページにありますので、後刻ご覧願います。

議案書4ページは農用地利用集積計画総括表であります。利用権設定1件となっております。詳細につきましては、5ページの1.各筆明細で説明いたします。

利用権設定 番号1番であります。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、○○ ○○ 氏、洋野町○○第○地割○番地、利用権を設定する者の氏名及び住所は、○○ ○○ 氏、○○市○○町○番○号、利用権を設定する土地、洋野町○○字○○ ○番○、地目 畑、面積 7,420 m²、洋野町○○字○○ ○番○、地目 畑、面積 2,028 m²、合計2筆、9,448 m²であります。

設定する利用権として、利用権の種類は賃貸借、利用目的は、飼料畑、始期は平成30年9月1日、存続期間は平成32年11月30日までの3年間、借賃は年額95,000円、支払方法は口座振込となっております。

6ページの2共通事項は省略させていただきます。

以上、説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。ただ今の説明につきまして質問ございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について利用権設定番号1番は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

.....

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長 次に、日程第6 議案第4号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について上程いたします。詳細について事務局の説明を求めます。

○事務局 議長。

○議長 局長。

○事務局 議案書7ページをご覧ください。

議案第4号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定についてをご説明いたします。

農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定により、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を策定しようとするものであります。

この指針につきましては、本年、平成30年2月26日に策定したものであります。改選期である3年ごとに検証と見直しを行うこととしているものです。本委員会は、今月、平成30年8月が改選期でありましたので、策定から3年は経過しておりませんが、改選期に該当しますので、内容を見直し、新たに策定しようとするものであります。

議案書の8ページをご覧ください。

まず、第1の基本的な考え方ですが、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して、農地利用の最適化に取り組んでいくため、平成35年度を目標として、具体的な推進方法を定めることとしたものです。なお、農業委員と推進委員の改選期である3年ごとに検証と見直しを行うこととしております。

次に、第2の具体的な目標と推進方法です。1番、「遊休農地の発生防止と解消」についてですが、解消目標はこの目標値の表のとおり、平成35年度を目標に遊休農地をゼロとしているものです。その推進方法といたしましては、農地の利用状況調査と意向調査の実施、利用意向調査の結果を受けた、農地中間管理機構との連携、そして、現況に応じた「非農地判断」の実施による守るべき農地の明確化、以上3つの方法を推進するものです。

次に、2番、「担い手への農地利用の集積・集約化」についてですが、集積目標は、表に記載のとおり平成35年度までに集積率を80%にしようとするものです。推進方法といたしましては、町の経営再開マスタープランの見直し等に関して、農業者の意思と地域の資源を照らした実現可能なプラン作成に主体的に関与すること、農地中間管理機構との連携による出し手、受け手の意向を踏まえたマッチング活動、農地の利用調整と利用権設定の積極的な推進、以上3つの方法を推進するものです。

最後に、3番、「新規参入の促進」ですが、新規参入の目標は表に記載のとおりで、各年2経営体ずつ、平成35年度までに10経営体を目標とするものです。推進方法といたしましては、関係機関と連携した情報共有による新規参入者の支援、企業参入の推進、そして新規参入者の受入条件の整備と就農後の継続したサポート、以上3つの方法で推進するものです。

総会提出資料22ページをご覧ください。本年2月に策定した内容から見直しを行った事項について整理した資料となります。23ページから25ページは、新旧対照表でございます。

今回、見直しを行ったうえで、新たに策定するものでありますので、見直し内容の説明は省略させていただきますが、基本的には、2月策定の指針から、取り組み内容、目標値等を大きく変更するものではございませんので、後刻ご覧願います。

以上、簡単ではございますが、説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長 今、文言で難しく早く説明して、わからない点もいっぱいあるかと思えます。農地の最適化というのは、遊休農地の発生防止、解消、農地の利用集積・集約化、高齢化や担い手不足に対応した新規参入者の促進、これらが、最適化でございます。役人もよく考えるものですが、最適化の意味でございますが、現在の農地管理から未来の農地管理へ、農地利用の最適化とは、地域の農業者や農地所有者自らが、将来、農地をどう利用するかを決めること、その中心に農業委員会、農業委員、推進委員がおりまして、合意形成を図る活動だ、こういうことになっております。

これより、質疑を行います。農業委員会等に関する法律第7条第2項により、「農業委員会は指針を定め、又は変更しようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聴くこと」とされておりますので、推進委員の皆様からもご質問、ご意見等ございましたら、どうぞ、自由にご発言をお願いします。なお、自由討議に入りまして、ごつくばらん話をしたい場合は、議事録の関係もございませぬので、暫時休憩をかけますので、どうぞご自由な発言をお願いします。

ご質問、ご意見、ございませぬか。

この、担い手への農地利用集積・集約化について、議案書9ページ、担い手の目標を定めているようですけども、洋野町の具体的な計画をもっているわけですか。

○事務局 はい。こちらの方の利用集積目標は、国の方で示しているのが、平成35年までには80%を担い手に集約しましょうという目標があります。農業委員会につきましては、この目標と同じ目標を立てているのですが、町部局の方で、基本構想というのがあります。農業経営基盤強化法の基本構想というのを作っておりますけれども、そちらの計画では、担い手に7割まで、70%まで担い手に集積しましょうという目標を掲げております。そこには10%のずれがございませぬけれども、農業委員会組織としては、80%までを目標にして頑張りましょうということで、目標を立てているものでございます。以上です。

○議長 ただいま、担い手への集積について説明がありました。いずれにしても、少子高齢化を迎えまして、担い手不足から、なかなか集積は簡単なものではないな、と私は感じております。他にございませぬか。推進委員の方々、ございませぬか。○○委員、ございませぬか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませぬか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。

議案第4号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませぬか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

.....

報告第1号の上程、説明、質疑

○議長 次に、日程第7 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について、事務局から報告願います。

○事務局 議長。

○議長 局長

○事務局 議案書11ページをお開き願います。この案件は、農地法関係事務処理要領により、「相続などにより農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得」したことの届出に対し、「審査のうえ速やかに受理不受理を決定し、届出者に対し通知しなければならない」と規定されているところであります。そういったことから、番号1番から番号5番までの5件について、内容、書類ともに適正であったことから、届出人に対し、受理通知書を交付したものであります。

届出のあった5件のうち、権利を取得した事由は、4件が相続、1件が時効取得であります。また、あっせん希望の有無については、番号1番及び2番が、希望有で提出されております。

関係資料は、総会提出資料26ページから30ページとなっておりますので、後刻、ご覧願います。

以上、報告といたします。 よろしく お願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

ただ今の説明に対し、質疑ございませんか。これは、後でわかったんですか。

○事務局 総会に諮らなくても良い案件です。相続とか、時効取得とかです。

○議長 これは、届出だけで良い案件だそうです。質疑ございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について、終わります。

.....
○議長 長時間にわたりまして、あまり進行も上手ではなかったのですが、皆様のご協力に対しお礼申し上げます。

これで、本日の案件は全部終了いたしました。

以上をもちまして、第2回洋野町農業委員会総会を閉会といたします。ありがとうございました。